

令和2年10月22日

大阪市動物愛護推進員 各位

大阪市動物愛護推進会議事務局
〔大阪市健康局健康推進部生活衛生課〕
担当：津崎、柳瀬 TEL：06-6208-9996

動物の愛護及び管理に関する法律に係る省令案（飼養管理基準に係るもの）
に対する意見の募集（パブリックコメント）について

時下益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は本市動物愛護管理行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題について、令和元年6月19日に公布された改正動物愛護管理法の第2段階※の施行に伴い、動物の愛護及び管理に関する法律に係る省令案（飼養管理基準に係るもの）を制定するにあたって、広く国民の皆様からの御意見を募集するため、環境省ウェブサイト（<http://www.env.go.jp/press/108545.html>）にて意見の募集（パブリックコメント）が実施されておりますので、お知らせします。

※第1段階施行期日：令和2年6月1日（募集終了）

第2段階施行期日：令和3年6月1日

第3段階施行期日：令和4年6月1日

記

1 意見募集対象

動物の愛護及び管理に関する法律に係る省令案（飼養管理基準に係るもの）

2 意見募集期間

令和2年10月16日（金）～同年11月17日（火）

（※郵送の場合は、令和2年11月17日（火）必着）

3 資料の入手方法

（1）インターネットによる閲覧

電子政府の総合窓口 [e-Gov] <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

（２）郵送による送付

郵送を希望される方は、必ず 140 円切手を添付した返信用角 2 封筒（郵便番号、住所、氏名を封筒に必ず明記。）を同封の上、期限までに十分な余裕を持って、下記「４ 意見提出方法」の「（２）郵送による提出の場合」の宛先まで送付してください。

４ 意見提出方法

（１）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用する場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の「意見提出フォームへ」のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」から提出を行ってください。

（２）郵送による提出の場合

別紙の意見提出様式により、御提出ください。

宛先 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 パブリックコメント担当宛て

※「飼養管理基準に関するパブリックコメント在中」と封筒に赤字で必ず明記してください。